

あきた芸術劇場
指定管理者募集要項

令和 8 年 7 月
秋田県観光文化スポーツ部文化振興課
秋田市観光文化スポーツ部文化振興課

目 次

1	公の施設の概要.....	1
2	指定管理者に行わせる管理運営の業務.....	2
3	管理運営に要する経費.....	2
4	管理運営を行わせる期間（指定期間）.....	2
5	施設の目標.....	3
6	申請をする団体に必要な資格.....	3
7	申請の手続.....	4
8	選定の方法、基準及び時期.....	5
9	指定管理者と県及び市との責任分担.....	7
	【別表】指定管理者と県及び市との責任分担表.....	7
10	指定管理業務の継続が困難になった場合における措置に関する事項.....	10
11	募集要項の交付.....	10
12	説明会.....	10
13	質問事項の受付.....	11
14	その他.....	11
15	添付資料・様式.....	12
	【参考】募集から管理運営開始までのスケジュール.....	13

あきた芸術劇場の指定管理者の募集について

次により、あきた芸術劇場の指定管理者を募集します。

1 公の施設の概要

(1) 名 称 あきた芸術劇場（以下「劇場」という。）

(2) 所 在 地 秋田県秋田市千秋明徳町2番52号

(3) 設置目的等

文化芸術の振興を図り、心豊かな県民・市民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的として、秋田県（以下「県」という。）及び秋田市（以下「市」という。）が共同で設置した施設であり、鑑賞機会の充実と発表の場の提供を行うとともに、文化芸術に親しみ・集い・交流する活気に満ちた県民・市民の場を提供しています。

(4) 規 模 等

①構 造 鉄骨鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造（文化施設）/鉄骨造（附属駐車場）

②階 数 地下2階・地上5階（文化施設）/地上2階（附属駐車場）

③敷地面積 17,401.55㎡

④延床面積 22,653.08㎡（文化施設）/2,404.90㎡（附属駐車場）

⑤主 要 施 設 別表1「主要施設概要表」を参照

(5) あきた芸術劇場条例（昭和39年秋田県条例第3号、以下「県条例」という。）及びあきた芸術劇場条例（令和元年秋田市条例第47号、以下「市条例」という。）における施設名と平面図における室名の対照は、別表2「諸室等名称対照表」を参照

(6) 指定管理料の実績（過去3年間）

令和5年度 311,616千円

令和6年度 311,616千円

令和7年度 311,616千円

(7) 施設利用者数及び利用料金の実績（過去3年間）

① 施設利用者数

（単位：人）

年度	ホール	諸室	多目的スペース等	計
R 5	358,859	38,405	1,801	399,065
R 6	323,516	39,043	4,487	367,046
R 7	313,206	42,871	10,864	366,941

② 利用料金

（単位：千円）

年度	ホール	諸室	多目的スペース等	計
R 5	115,606	12,405	864	128,875
R 6	100,181	13,818	226	114,225
R 7	111,813	15,975	478	128,266

※ホール：大ホール、中ホール、小ホールA・B

※諸室：研修室1～3、創作室1～5、練習室1～9

※多目的スペース等：多目的スペース、情報発信スペース、ホワイエ等

2 指定管理者に行わせる管理運営の業務

指定管理者の業務は次のとおりとし、その詳細は、「あきた芸術劇場指定管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）」に記載のとおりです。

なお、業務の執行に当たっては、指定管理者が自ら行うことを原則としますが、業務の一部については、秋田県知事（以下「知事」という。）及び秋田市長（以下「市長」という。）の承認を受け、第三者に委託することができます。

- (1) 使用の許可、使用の許可の取消並びに使用の制限及び停止に関する業務
- (2) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 文化芸術の振興その他心豊かな県民・市民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与する催しの企画及び運営に関する業務
- (4) (1)～(3)に掲げるもののほか、劇場の管理に関し知事又は市長が必要と認める業務

3 管理運営に要する経費

- (1) 劇場の管理運営の業務に要する経費は、県及び市から支払われる管理運営に要する経費の合計額（以下「指定管理料」という。）、劇場の施設及び附属設備の利用に係る料金収入、企画事業（県市主催事業）における入場料収入等で賄うこととします。
- (2) 劇場の管理運営の業務に要する経費に充てるため、県及び市が支払うべき費用が生ずる場合、年度ごとに予算の範囲内で指定管理料を支払うこととし、その額については、指定の告示後に毎年度締結される年度協定書により定めます。

指定期間における指定管理料の総額（債務負担行為限度額）：1,689,808千円

うち、将来の変動見込額（人件費、維持管理費、光熱水費）130,317千円

※将来の変動見込額の部分については、毎年度、最新の実勢に基づき、増減させる予定です。

なお、各年度における指定管理料の積算（消費税及び地方消費税を含む。）は次のとおりです。

会計 年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	令和 13年度	計
指定管理料	321,641 千円	329,611 千円	337,753 千円	346,070 千円	354,733 千円	1,689,808 千円

- (3) 指定管理者は、事業実施に係る補助金・助成金の獲得、寄附・協賛の募集などの外部資金を得ることができます。
- (4) 企画事業（県市主催事業）に要する経費は、県及び市からの指定管理料と、その事業によって得られる収入とで賄うこととなります。

4 管理運営を行わせる期間（指定期間）

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで（予定）

5 施設の目標

施設の設置目的を達成するため、指定期間において、目標利用者数を次のとおりとする。

(単位：人)

年度	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13
利用者数	372,000	378,000	384,000	389,000	395,000

6 申請をする団体に必要な資格

(1) 申請をする団体に必要な資格

県内に事務所等を有する法人その他の団体又は管理開始までに県内に事務所等を設置しようとする法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。

※1 複数の団体が共同事業体を構成して申請することができます。なお、構成団体の全てが申請をする団体に必要な資格等の要件を満たす必要があります。

※2 共同事業体の構成団体が、単体又は他の共同事業体の構成団体となって同一の施設について重複して申請することはできません。

※3 共同事業体として申請する場合は、必ず代表となる団体を決定していただくとともに、協定の締結の際は、共同事業体の構成団体全てを一括して協定の相手方とします。

※4 指定管理者の候補者の選定後の協議は、代表団体を中心に行うこととなりますが、協定に関する責任は共同事業体の構成団体全てが負うこととなります。

(2) 申請をすることができない団体（代表者が次の事項のいずれかに該当する場合を含む。）

① 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により、県又は市が設置する公の施設の指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない団体

② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する団体及び第2項各号のいずれかに該当する団体で、その事実があった後2年を経過していない団体（同項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過していない者を代理人、支配人、その他の使用人として使用する団体を含む。）

③ 県又は市から入札参加資格制限、指名停止又は指名差し控えの措置を受けている団体

④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立て（これらの手続開始の決定を受けた団体を除く。）又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている団体

⑤ 県税及び市税（本県、本市に納税義務を有しない者にあつては、本社、本店又は主たる事務所の所在地における地方税及び法人格を有しない団体にあつては団体代表者に課される地方税）並びに法人税、消費税及び地方消費税を滞納している団体

⑥ 役員又は申請の委任を受けた使用人のうちに秋田県暴力団排除条例（平成23年秋田県条例第29号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団と密接な関係を有する者を含む団体

7 申請の手続

(1) 提出書類

指定管理者の指定を受けようとする団体は、次に掲げる書類を提出してください。
共同事業体として申請する場合の⑤から⑬までに掲げる書類は、構成する全ての団体について提出してください。

なお、県又は市が必要と認める場合には、申請書及び添付書類の内容について、説明や追加資料の提出を求めることがあります。

- ① 指定管理者指定申請書（様式 1－1 及び 1－2）ただし、共同事業体として申請する場合は、共同事業体構成表（様式 2）及び共同事業体協定書兼委任状（様式 2－1 及び 2－2）を併せて提出すること。
- ② あきた芸術劇場指定管理業務事業計画書（様式 3）
※記載に当たっては、別紙 2「あきた芸術劇場指定管理業務事業計画書作成要領」を参照のこと。
- ③ 指定の期間に係るあきた芸術劇場企画事業（県市主催事業）計画書（様式 4）
- ④ 指定の期間に係るあきた芸術劇場収支計画統括表（様式 5－1）及びあきた芸術劇場年度別収支計画書（様式 5－2）
- ⑤ 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
- ⑥ 申請の日の属する事業年度の前の 2 事業年度に係る事業活動の概要を記載した書類、収支決算書、財産目録、損益計算書、利益処分計算書及び貸借対照表又はこれらに準ずる書類
- ⑦ 申請の日の属する事業年度の収支予算関係書類
- ⑧ 組織及び運営に関する事項を記載した書類（団体の組織図、業務執行体制等が分かるもの及び就業規則又はこれらに準ずる書類）
- ⑨ 役員名簿及び役員の履歴を記載した書類
- ⑩ 指定の申請に関する意思の決定を証する書類
- ⑪ 類似施設における業務実績を記載した書類
- ⑫ 県税及び市税（本県、本市に納税義務を有しない者にあつては、本社、本店又は主たる事務所の所在地における地方税及び法人格を有しない団体にあつては団体代表者に課される地方税）並びに法人税、消費税及び地方消費税について滞納がないことの証明書（申請書提出日前 1 月以内に交付されたもの）
- ⑬ 誓約書（様式 6－1 及び 6－2）
- ⑭ その他知事及び市長が必要と認める書類

(2) 提出場所

郵便番号 010－8572

秋田県秋田市山王三丁目 1 番 1 号 秋田県庁第二庁舎 6 階

秋田県観光文化スポーツ部文化振興課 調整・文化施設活用チーム

（電話 018－860－1529）

(3) 提出期限

令和 8 年10月16日（金）午後 5 時15分まで

なお、提出期限後における申請書又は添付書類の変更及び追加は、認めません。

（４） 提出部数

郵送又は持参により、正本 2 部、副本14部を提出してください。

なお、持参の場合は、秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第 1 条第 1 項に規定する日（以下「休日等」という。）を除き、令和 8 年10月16日（金）までの午前 8 時30分から午後 5 時15分までの間に提出してください。

郵送の場合は、令和 8 年10月16日（金）当日必着です。

（５） 著作権の帰属等

事業計画書等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、県又は市は、指定管理者の決定の公表等に必要な場合には、事業計画書等の内容が無償で利用できるものとします。

また、提出された書類については、秋田県情報公開条例（昭和62年秋田県条例第 3 号）又は秋田市情報公開条例（平成 9 年秋田市条例第39号）の規定に基づき非公開とすべき箇所を除き、公開されることがあります。なお、提出された書類は理由の如何に関わらず返却しません。

（６） 費用の負担

申請等に要する経費は、申請者の負担とします。

（７） その他留意事項

- ① 申請に当たっては、秋田県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田県条例第 3 号）、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）及び同施行規則（平成17年秋田市規則第43号）を了承の上、申請してください。
- ② 申請書類等に虚偽の記載があった場合は、失格となります。
- ③ 指定管理者指定申請書の提出後、申請を取り下げる場合は辞退届（様式 7－1 及び 7－2）を提出してください。

8 選定の方法、基準及び時期

- （１） あきた芸術劇場指定管理者の候補者選定委員会において、次に掲げる①から⑤までの審査基準に照らし、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定します。

- （２） 審査基準は次のとおりです。

選定基準	審査項目
① 平等利用の確保 ※確保されなければ失格	（平等利用の確保） ・ 利用者の平等な利用が確保されるものであるか
② 設置目的の効果的達成 （35点）	（運営管理を行うに当たっての基本方針について） ・ 劇場の設置目的・理念を理解した管理運営がなされるものであるか ・ 提案された方針は、県及び市が示す管理運営の基本的な考え方と一致するか

	(施設の利用促進への取組) ・ 劇場の利用促進に向けた取組に具体性があるか ・ 利用者数の目標は適当か
	(利用者に対するサービス向上に向けた取組) ・ 利用者に対するサービス向上の取組がなされるものであるか ・ 利用者の意見、要望等を劇場の運営管理に反映させる意欲や手段が盛り込まれているか
	(企画事業（県市主催事業）等の実施) ・ 企画・営業・広報等について、経験や専門性を有する人材を配置するなど、確実かつ円滑に実施できる体制及び内容になっているか
	(財源確保等による企画事業（県市主催事業）等の拡充) ・ 国等の補助金・助成金、企業等からの協賛の獲得は適切かつ具体性があるか ・ プロモーター等との共催の方針等について適切かつ具体性があるか
③効率的な管理 (10点)	(収支計画等について) ・ 収支計画は適正なものであるか、またその実現性はどうか
	(効率的な管理運営について) ・ 費用対効果を考慮した、効率的・効果的な管理運営になっているか ・ 経費縮減に向けた取組がなされるものであるか、またその実現性はどうか
④適正かつ確実な管理を行う能力 (25点)	(団体の経営状況、過去の実績について) ・ 団体の経営状況は、安全かつ健全か ・ 団体の実績はどうか
	(職員の人員配置体制等について) ・ 職員全体の配置は適切か ・ 職員の資質向上に積極的に取り組む意欲はあるか ・ 共同企業体の場合、構成員の責任・役割分担は妥当か
	(施設の維持管理について) ・ 施設の維持管理に関する内容・回数等は妥当かつ具体性があるか
	(危機管理について) ・ 安全管理に対する考え方、取組は適切か ・ 災害等の緊急時対応について、有事の際のバックアップ体制などに具体性があるか ・ 個人情報の適切な管理のための必要な措置が講じられるも

⑤その他施設の設置目的、性質に応じて定める基準 (30点)	のであるか
	(苦情への対応について) ・苦情への対応が適切になされるものであるか
	(中心市街地の振興、周辺施設等との連携について) ・中心市街地の振興に資する取組について、地域の商業者、関係団体等との連携に具体性はあるか ・県及び市を代表する文化施設として、周辺施設等との連携 ・協力の取組に具体性があるか
	(企画事業（県市主催事業）の効果的な実施について) ・プロモーター・マスコミ等との連携について具体性があるか ・県民・市民が文化芸術に触れる機会の拡大や本県の文化創造に資する独自の取組がなされるものであるか
	(広報・PR事業の効果的な実施について) ・施設の利用促進及びファン獲得に向け、具体的な広報計画がなされるものであるか ・多様な広報媒体を展開できる体制になっているか
	(公演等の誘致について) ・多様な利用や幅広い集客に向けた公演等催事の誘致計画について具体性があるか ・戦略的な誘致活動を実行できる体制になっているか

※（ ）内の点数は、選考委員一人当たりの配点

(3) 指定管理者の候補者の選定

選定は、令和8年11月上旬に行い、その結果については、書面により速やかに申請者に通知するとともに、秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」（以下、「公式ウェブサイト」という。）により公表します。

9 指定管理者と県及び市との責任分担

指定管理者と県及び市との責任分担は、原則として別表のとおりとします。

ただし、表に定める事項に疑義のある場合、又は定めのない事項については、指定管理者と県及び市が協議して定めることとします。

【別表】指定管理者と県及び市との責任分担

項目	対応内容等	指定管理者	県及び市
(1)管理施設の修繕	①小破修繕（小規模でかつ使用価値又は効用の減少を防ぐ、いわゆる本体の維持管理又は現状復旧を目的とする修繕）	費用負担。	

	②大規模修繕等（小破修繕以外）		費用負担。
	③1件当たり50万円以上の修繕	事前に内容等の報告義務。	
	④事故・災害等による施設等の修繕	協議。	協議。
(2) 緊急時の対応	①本業務の実施に関連して事故、災害等の緊急事態発生時	必要な措置。 県及び市への報告義務。 関係者への通報義務。	調査権。
	②原因調査	費用負担。	協力義務。
(3) 県及び市による貸付備品等の扱い	①管理上遵守すべき事項	別途締結する物品無償貸付契約による。	別途締結する物品無償貸付契約による。
	②経年劣化等により本業務の用に供することができなくなったとき	県及び市へ協議。	協議に基づき、必要に応じて、備品等を購入又は調達。
(4) その他備品等の扱い	①購入又は調達	可能であり、本業務の実施の用に供することができる。	なし。
	②経年劣化等により本業務の用に供することができなくなったとき	自己の費用において必要な備品等を購入又は調達する。	なし。
(5) 業務実施状況の確認等	①月例報告書及び事業報告書に基づく確認等	調査受け入れ義務。	調査権。
	②確認等の結果により、改善の対応が必要となった場合	費用負担。	改善指示。
	③改善指示を経てもなお、最低限の業務遂行水準を満たしていないと判断した場合	賠償。	違約金請求。 損害が発生したときは、別に損害賠償請求。
(6) 損害賠償等	①指定管理者の故意又は過失により管理物件を損傷し、又は滅失したとき	賠償。	損害賠償請求。
	②指定管理者の責めに帰すべき事由により発生した損害について	賠償。	損害賠償請求。

	て、県及び市が第三者に賠償した場合		
(7) 保険	①業務の実施に当たり、付保する保険	施設賠償責任保険。 貸館対応興行中止保険。	火災保険。
(8) 不可抗力 (※)	①発生時の対応	影響を早期に除去すべく早急に対応措置（損害及び損失並びに増加費用を最小限にするよう努める）。	
	②費用等の負担	不可抗力に起因して指定管理者に損害及び損失並びに増加費用が発生したときは、指定管理者は、その内容及び程度の詳細を記載した書面により県及び市に通知。	通知があったときは、損害の状況の確認を行った上、指定管理者と協議し、不可抗力の判定、費用負担等を決定。 合理性の認められる範囲で負担（指定管理者が付保した保険により補てんされた金額相当分については、負担に含めない）。
	③実施義務の免除	(8)②による協議の結果、不可抗力の発生により本業務の全部又は一部の実施ができなくなったと認められるときは、不可抗力により影響を受ける限度において協定に定める義務を免れる。	指定管理者との協議の上、指定管理者が当該業務を実施できなかったことにより支出を免れた費用相当額を指定管理料から減じることができる。
(9) 指定期間の満了	①原状回復義務	指定期間の満了の日までに、指定開始日を基準として管理物件を原状に回復し、県及び市に対して管理物件を明け渡さなければならない。 ただし、県及び市が認めた場合は、原状回復は行わずに、別途県及び市が定める状態で県及び市に対して管理物件を明け渡すことができる。	原状回復を求めるか判断。
	②備品等の扱い	指定管理者に所有権が帰属する備品等については、原則として指定管理者が自己の責任と費用で撤去又は撤収するも	県及び市に所有権が帰属する備品等については、県及び市又は県及び市が指定するものに対して引き継ぐ。

		のとする。 ただし、県及び市との協議により、県及び市又は県及び市が指定するものに対して引き継ぐことができる。	
(10) 本業務の範囲外の事業	① 本施設の設置目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲内における自主事業の実施	指定管理者の責任と費用により実施。 事業計画書の事前提出。	事業計画書の承認（条件を定めることができる）。

※「不可抗力」とは、天災（地震、津波、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等）、人災（戦争、テロ、暴動等）、法令変更その他県及び市、指定管理者の責めに帰することのできない事由をいう。なお、物価の増減、施設利用者数の増減は、不可抗力に含まないものとする。

10 指定管理業務の継続が困難になった場合における措置に関する事項

- (1) 指定管理者は、指定管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに県及び市に報告しなければなりません。
- (2) 指定管理者の責めに帰すべき事由により業務の継続若しくは適正な施設管理が困難となった場合又はそのおそれがあると認められる場合には、県及び市は、指定管理者に対し改善勧告を行い、期限を定めて改善策の提出及びその実施を求めることとします。
この場合において、指定管理者が定められた期限までに改善することができなかったときは、県及び市は、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができます。
- (3) 指定管理者の財務状況が悪化するなど、指定管理業務の継続が困難になった場合には、県及び市は、直ちに指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができます。
- (4) (2) 又は (3) により指定管理者の指定が取り消され、又は指定管理業務の全部若しくは一部が停止され、県及び市に指定管理者の債務不履行による損害が生じた場合には、指定管理者は県及び市に賠償責任を負うことになります。

11 募集要項の交付

7 (2) に掲げる場所で、休日等を除き、令和 8 年 7 月 24 日（金）から同年 10 月 16 日（金）までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの間交付します。

12 説明会

- (1) 日時
令和 8 年 8 月 18 日（火）午後 2 時
- (2) 場所
秋田県秋田市千秋明德町 2-52

あきた芸術劇場ミルハス 1 階 研修室 2、3

(3) 申込

説明会への参加を希望する団体は、令和 8 年 8 月 17 日（月）正午までに下記より申込んでください。

<https://ttzk.graffer.jp/pref-akita/smart-apply/apply-procedure-alias/n-millehas2026>

右の二次元コードからもアクセスできます。



13 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受付けます。

(1) 受付期間

令和 8 年 8 月 21 日（金）午後 5 時 15 分まで

(2) 受付方法

下記電子申請・届出サービスより受付けます。

<https://ttzk.graffer.jp/pref-akita/smart-apply/apply-procedure-alias/faq-millehas2026>

右の二次元コードからもアクセスできます。



(3) 回答方法

書面で随時回答するとともに、公式ウェブサイトにも質問内容とその回答を掲載します。

14 その他

- (1) 指定管理者の候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求めることがあります。
- (2) 指定管理者の候補に選定されたものを、県議会及び市議会の議決を経て、指定管理者に指定します。
- (3) 劇場の利用料金は、県条例及び市条例が規定する使用料等の範囲内で指定管理者が知事及び市長の承認を受けて額を定め、指定管理者の収入となります。なお、収入に当たっては、自らの費用においてクレジットカード決済、コード決済その他キャッシュレス決済が可能となる環境を整備する必要があります。
- (4) 指定管理者は、劇場内において、県及び市の許可を得て広告その他の事業を行うことができます。
- (5) 県及び市は、指定管理者の業務実施状況を確認し、最低限の業務遂行水準が満たされていないと判断した場合には、改善指示等の手続きを経て、内容や程度・頻度等に応じて違約金の請求（指定管理料の減額）、業務の一部又は全部の停止、指定の取消しを行う場合があります。

また、より良いサービスの提供に向けて、業務実施状況について指定管理者による自己評価を行うとともに、県及び市による評価及び外部有識者委員会による評価を行い、その結果を指定管理者に通知するとともに、公表するものとします。

(6) 問い合わせ先

郵便番号 010-8572

秋田県秋田市山王三丁目1番1号 秋田県庁第二庁舎6階

秋田県観光文化スポーツ部文化振興課 調整・文化施設活用チーム

電話 018-860-1529

FAX 018-860-3880

メール bunkashinkouka@pref.akita.lg.jp

15 添付資料・様式

(1) あきた芸術劇場指定管理業務仕様書(別紙1)

(2) あきた芸術劇場指定管理業務事業計画書作成要領(別紙2)

(3) 主要施設概要表(別表1)

(4) 諸室等名称対照表(別表2)

(5) 点検回数一覧表(別表3)

(6) 指定管理者指定申請書(様式1-1(県)、1-2(市))

(7) 共同事業体構成表(様式2)

※共同事業体として申請する場合に使用

(8) 共同事業体協定書兼委任状(様式2-1(県)、2-2(市))

※共同事業体として申請する場合に使用

(9) あきた芸術劇場指定管理業務事業計画書(様式3)

(10) あきた芸術劇場企画事業(県市主催事業)計画書(様式4)

(11) あきた芸術劇場収支計画総括表(様式5-1)

(12) あきた芸術劇場年度別収支計画書(様式5-2)

(13) 誓約書(様式6-1(県)、6-2(市))

(14) 辞退届(様式7-1(県)、7-2(市))

(15) あきた芸術劇場平面図

【参考】 募集から管理運営開始までのスケジュール

日程		内容
令和 8 年	7 月 24 日（金）	募集要項の交付、質問事項の受付、申請受付の開始
	8 月 18 日（火）	現地説明会
	8 月 21 日（金）	質問事項の受付締切
	10 月 16 日（金）	申請締切
	10 月下旬（予定）	申請者にヒアリング（必要に応じて）
	11 月上旬（予定）	候補者選定委員会の開催 選定結果通知
	12 月下旬（予定）	指定管理者指定の議決
令和 9 年	1 月（予定）	指定管理者の指定（告示）
	1 月中旬（予定）	基本協定書の締結
	3 月下旬（予定）	年度協定書の締結
	4 月 1 日（木）	指定管理業務の開始